

県歌「信濃の国」4K映像利用要領

1 趣旨

この要領は、県歌「信濃の国」に歌われている風景や長野県の特産物等を、歌とともに4Kによる高精細映像により広く発信する映像作品、県歌「信濃の国」4K映像（以下「4K映像」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

2 利用申請等

- (1) 4K映像の利用を希望する者は、次に掲げる事項を確認の上、県歌「信濃の国」4K映像利用申請書（様式第1号）を、利用開始希望日の14日前までに長野県企画振興部広報・共創推進課長（以下「課長」という。）に提出するものとする。
 - ア 4K映像の利用目的に沿い、かつ、法令及び公序良俗に反しない利用であること。
 - イ 4K映像を利用して、政治活動、宗教活動又は営利行為を行わないこと。
 - ウ 4K映像の複製、加工又は第三者への転貸を行わないこと。
 - エ 4K映像の利用は、無償とする。ただし、4K映像の再生に必要なディスプレイ、再生機等の機器は、利用希望者が用意すること。
 - オ 4K映像の利用期間終了後は、当該電子データを速やかに電磁的記録媒体から削除すること。
- (2) 課長は、利用が適当であると認めるときは、県歌「信濃の国」4K映像利用承認書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- (3) 利用承認を受けた者は、4K映像保存用のUSBメモリ等の電磁的記録媒体（3データ形式等に記載のファイル容量が保存できるものに限る。）を課長に提出し、4K映像を受領するものとする。

3 データ形式等

- ・ファイル形式 MP4
- ・ファイル容量 3.18GB
- ・再生時間 6分29秒
- ・ビデオ圧縮形式 H.264
- ・固定ビットレート 70Mbps

4 補足

- ・利用希望者において4K映像の利用環境が整わない場合には、4K映像をダウンコンバートした2K映像を貸し出すことができるものとする。この場合、利用申請等については、上記に準じるものとする。
- ・この要領に定めるもののほか、4K映像の利用について必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。